松工魅力化コンソーシアム 規約

(名 称)

第1条 本コンソーシアムは「松工魅力化コンソーシアム」と称し、事務局を松江市古志原4-1-10、島根県立松江工業高等学校(以下「松江工業高校」と称する)内に置く。(目 的)

第2条 本コンソーシアムは、多様な主体が参画し、魅力ある松江工業高校づくりに取り 組むことにより、地域と一体となって生徒を育成することを目的とする。

(会 員)

第3条 本コンソーシアムは、松江工業高校教職員・生徒・保護者、卒業生会(工窓会)、 学校評価委員、松江市職員、地域住民および地元企業関係者等をもって組織する。

(事 業)

- 第4条 本コンソーシアムは前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 松江工業高校の魅力化に関わる事業
 - (2) その他本コンソーシアムの目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 本コンソーシアムには次の役員を置き、その任期は1年間とする。

会長 1名 副会長 2名 理事 若干名

監事 2名 事務局員 若干名

(役員選出および任務)

- 第6条 役員の選出および任務は次の通りとする。
 - (1) 会長は、卒業生会(工窓会)会長または副会長から選出し、本会を代表し会務を総括する。
 - (2) 副会長は、PTA会長および校長とし、会長を補佐する。
 - (3) 理事は、会長が委嘱し要務を処理する。
 - (4) 監事は、工窓会監査およびPTA監査からそれぞれ1名とする。
 - (5) 事務局員は、松江工業高校主幹教諭・教頭・事務長等とし事務処理を担う。
- (6) 顧問は、必要に応じて選出し、会長が会の同意を得て委嘱し、本会要務に適切な助言をする。

(会 議)

- 第7条 本コンソーシアム役員会の開催は次の通りとする。
 - (1) 年2回(年度当初および年度末) 開催する。
 - (2) 必要な場合は、会長が臨時に招集することができる。
 - (3) 本会の議長は、会長が行う。

(議 決)

第8条 会議はすべて出席者の過半数で決し、同数の場合は議長(会長)が決する。

(監 査)

第9条 監事は、次年度の第1回役員会までに会計監査を行い役員会において監査結果を 報告する。

(改 正)

第10条 この会則の改正については、役員会の承認を必要とする。

附則

- 1 この会則は、令和3年2月18日より施行する。
- 2 令和5年6月22日の役員会において 一部改正